

制定 平成 24 年 7 月 2 日

改正 平成 25 年 6 月 13 日

役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号並びに定款第 17 条第 1 項（評議員に対する報酬等）及び第 36 条第 1 項（役員及び会計監査人に対する報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第 2 条 この法人は、常勤役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 この法人は、非常勤役員等が、評議員会、理事会等に出席したときは、第 9 条に基づき報酬を支給することができる。

(報酬の種類及び通勤費)

第 3 条 役員の報酬は、本給及び特別手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、役員には、通勤費を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第 4 条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第 5 条 役員の報酬（特別手当を除く）は、その月の月額的全額を毎月 20 日に支給する。

ただし、その日が週休日、及び国民の祝日に関する法律に定める日に当たるときは、順次繰り上げた日を支給日とする。

(報酬の決定基準)

第 6 条 常勤理事の報酬は、年間報酬総額 1800 万円の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定する。

2 常勤監事の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

(通勤費)

第7条 通勤費を支給する場合には、通勤費規程第3条に規定する通勤費の支給要件に該当する役員に支給する。

- 2 通勤費の額は、通勤費規程第4条に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤費の支給に関し必要な事項は、通勤費規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(特別手当)

第8条 特別手当は、職員等給与規程に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給することができる。

(非常勤役員等報酬)

第9条 非常勤役員等が、この法人の評議員会、理事会等に出席したときは、報酬(日当)を支給することができる。

- 2 前項の報酬の額は、1日につき10,000円とする。
- 3 前項の報酬額は、評議員会、理事会等に出席する都度、現金により支給する。
- 4 非常勤役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第10条 新たに役員になった者には、その日から報酬(通勤費及び特別手当を除く。以下この条において同じ。)を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、分母の数を30として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第11条 報酬額算出に際し1円未満の端数が生じた場合は、これを1円に切り上げる。

(退職慰労金の支給)

第12条 役員が退職した場合の退職慰労金の支給の基準は、評議員会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の設立の登記のあった日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年6月13日から施行する。